

資源物の持ち去りは 「犯罪」です!!!



- 明石市内全域の**ごみステーション**などに置かれた「紙類・缶類・びん類・ペットボトル、衣類・家庭用電気製品・家具類・寝具、敷物類・その他金属を使用した製品」を持ち去る行為は、条例で禁止されています。
- 違反した場合は、氏名等の公表や20万円以下の罰金が科されることがあります。